

(質疑)

皇學館大学名誉教授・岡田登氏

「手際よくまとめられており、啓発される場所が多くありましたが、以下の二点について質問させていただきます。

①、p5の『類聚国史』延暦十七年九月七日条に「祈年幣帛を奉るべき神社を定める」とあることから、p6-9行に「出雲が延暦十七年(七九八)に国幣化されたことから、祝部の上京が必要なくなり」とされていますが、七日条には、当国物(国幣)を用いる理由を、道路僻遠、往還多難としています。『延喜四時祭上式』、および『延喜神名式』から、出雲神社が祈年・月次・新嘗に預からない国幣社であったことは分かりますが、『延喜民部上式』では出雲国は京から距離を示す分類では中国、『同下式』では「行程上十五日下八日」とあり、上京には十五日、下国には八日となっています。祈年・月次・新嘗祭に預かる国(p6-2 行目)には、遠国の武蔵「行程上廿九日下十五日」・安房「行程卅四日下十七日」・下総「行程上卅日下十五日」・常陸「行程上卅日下十五日」とあり、出雲より遠い道路僻遠・往還多難な国に官幣が奉げられています。また近国の尾張国「行程上七日下四日」では草薙剣を奉斎する朝廷にとって重要な熱田神社が、祈年・月次・新嘗に預かっていません。このことから、延暦十七年に祈年幣帛を奉る神社を定めたことは明らかですが、記された理由からすれば、この時に出雲が国幣となったと考えるのは如何と思いますが、どうでしょうか。なお、『類聚三代格』の斉衡二年五月二十一日・貞観十七年三月二十八日格では、近江を除く武蔵以下阿波国は、税帳・朝集・貢帳使に班送させるとあります。出雲に官幣を奉る必要があればこれら三使に付して送ることも考えられたと思います。都に近い熱田神社が官幣に預かっていないことからすると国造勢力の強いところは、その国の幣帛奉献による祭祀を重視していたのではないかと思います。如何でしょうか。

②、毎年行なわれる祈年・月次・新嘗祭の官幣頒布と国造神賀詞奏上(天皇即位)との関係が今少しわからないように思います。神賀詞奏上は出雲国造から天皇、官幣頒布は朝廷(天皇)から国造祭祀の神社へという形だと思えますが、分けて論じるべきように思えますが如何でしょうか。」

皇學館大学助教・塩川哲朗氏

・レジュメ 1 頁2段落目に出雲国造神賀詞奏上儀礼は「神祇官を中心として行われる儀礼」で「天皇の臨席がないのが本来」としていますが、そうするとこの奏上儀礼は執行者や儀式の内容などからして天神寿詞奏上義とはかなり異なるように思われますが、両者を「対になる概念」として良いのでしょうか？また、神賀詞を「国神賀詞」ともしていますが、出雲国造の奉斎する神は天神とされていますし(『令集解』)、出雲臣の祖である天穂日命も天神ですが、このあたりは矛盾にならないのでしょうか？

・忌部氏による鏡剣奉上儀が天長十年以後停止した理由は「忌部氏の衰勢」(レジュメ 10 頁 後ろから 6 行目)とは別の理由であることが『北山抄』所引の史料に書いてありますが、この点をどう考えますでしょうか？

・忌部氏の幣帛使任用の訴えは大同元年の勅命で認められており、実際に両氏を「相半」して任用するようになっていきます。「忌部氏の衰勢」と神賀詞奏上儀礼などの「律令祭祀制」の変容に、直接の関係はないようにも思われますが、いかがでしょうか？

(応答)

岡田登名誉教授 塩川哲朗助教

この度は、レジュメに目を通していただき、またご質問いただきまして、ありがとうございます。ご質問の意図の取り違いや、説明の不十分な点などありましたら、ご容赦くださいませ。関心を持っていただきましたことに、感謝いたしております。

岡田登名誉教授への応答です

順番は変わってしまいますが、まずご質問の②について答えさせていただきます。

これにつきましては、昨年十二月に行われました、第七三回神道宗教学會学術大会研究発表において述べさせていただいた部分であり、今回の発表では説明が不十分であったかと思えます。前回の発表におきまして、出雲国造神賀詞奏上儀礼は、即位に関連する儀礼であるものの、神祇官を中心に行われた儀礼であり、天皇の臨席は本来ではないと考察させていただきました。

これは、

『延喜式』卷一一太政官一二三条 (前略)畢辨大夫及史各一人就_二神祇官_一給_二負幸物_一、(後略)

『延喜式』卷第三臨時祭三六条 (前略)神祇官長自監視、預_二卜_一吉日_一、(後略)

『延喜式』卷第三臨時祭三七条 凡国造奏_二神賀詞_一日之平坦、神祇官試_二国造奏事_一、(後略)

にみられるように、神祇官主導で行われているためであります。

あくまでも神祇官を中心とした儀礼であり、概念としては、国神からの賀詞であるとの結論にさせて頂きました。

レジュメ 6 頁の注 11 に、大宝二年(702)二月十三日条・三月十二日条の祈年祭班幣(二月におこなわれている・全国の国造が招集されている・大嘗祭がすでに行われているため祈年祭の班幣とみられる)を出雲国造神賀詞の淵源とする指摘があることを掲載しております。この指摘を首肯すべきと考えております。

次に①について述べさせていただきます。

出雲の官社数は、百八十余りであります。『出雲国風土記』で百八十四社、『延喜式』祝詞「出雲国造神賀詞」で百八十六社、『延喜式』神名で百八十七社となっております。

これは、『記紀』神話において大国主神・大己貴命の子神がそれぞれ百八十神・百八十一神であることと一致するとみられており、岡田莊司氏により指摘されております。

出雲は国譲りという伝承をもつ特別な地であり、神話の影響が大きい律令国家祭祀において、象徴的な場と考えられ、他の僻遠の地とは異なる位置付けであるとみております。

そして、

- ・神賀詞の奏上が九世紀に入ると、二月の祈年祭の時期ではなくなること。
- ・遷都による奏上と記される延暦十四年の奏上記事以降、祝部についての記載がないこと。
- ・『類聚三代格』斉衡二年(855)五月二十一日条に出雲の地がみられないこと。(斉衡二年の記事につきましては、レジュメのなかでは触れておりません。)

以上から、斉衡二年以前の延暦十七年に官幣から国幣に変化したと考えさせていただきました。ご指摘の通り、より僻遠の地には官幣が奉られて、出雲が国幣に変化している点に矛盾を感じます。この矛盾が起こるのは、『類聚国史』延暦十七年(797)九月七日条の

定_下可_レ奉_二祈年幣帛_一神社_上、先_レ是、諸国祝等、毎年入京、各受_二幣帛_一、而道路僻遠、往還多難、今使用_二、当国物_一、

下線部が「中央における実際の意図が隠された表現だから」ではないかととらえております。もちろん文字通りの理由での変更の地もあったかもしれませんが、出雲に関しては違う意図があった可能性を考えております。

延暦年間から少し早い宝亀年間から、国司は国家祭祀とその祭場について責任を負うようになり、国司(諸国)と祝の関係性が変化したとの指摘を小林宣彦氏がされております。

早川万年氏は官幣から国幣への変化で、国司(諸国)の神社への関与が大きくなることを、指摘されております。

出雲におきましても、国司(諸国)の関与が大きくなる効果を目指して、国幣に転換されたのではないのでしょうか。

また、延暦十七年十月十一日条で、出雲国造の郡領兼帯や、百姓の女子を神宮采女とし妾とすることが、禁止されています。

さらに、延暦二十年の神賀詞奏上記事の二日後に、「庚辰、廢_二出雲国神宮司_一、」とあることから、これ以前に神宮司が置かれていたことがわかります。

延暦十七年頃、出雲に対し厳しい対応がとられており、出雲に対する方針の転換が存在しているとみられるこの時期に、国幣に変更されたと考えさせていただきます。

このような、祭祀制の変遷とそれに伴う出雲国造神賀詞奏上儀礼の変容という視点につきましては、今後の課題とするところでございます。

塩川哲朗助教への応答です

まず、一つ目に関しまして述べさせていただきます。

天神寿詞との大きな違いは、出雲国造神賀詞は本来天皇の臨席の見られない点です。出雲国造神賀詞奏上儀礼における天皇の臨席は後次的なものにとらえております。天神寿詞とともに神祇令踐祚条において行われるのは、忌部氏による神璽之鏡・劍奉上也であります。

出雲国造神賀詞は神祇官を中心として行われる儀礼で、即位に関連いたします。

即位儀礼の天神寿詞に対して、神祇官中心の国神賀詞でありますので「対になる概念を形にした」と表現させていただきました。天神寿詞は直接的に、国神賀詞は間接的に奏上されるものです。

出雲国造の祖神は天穗日命であります。『延喜式』祝詞「出雲国造神賀詞」に熊野大神・大穴持命・百八十六社の神をお祭りしての報告の神賀詞奏上であることが語られます。詞章の内容の中心は、天穗比命と大穴持命です。『日本書紀』卷二第九段第二の一書には「又当_一主汝祭祀_一者天穗日命是也。」と大己貴神(大穴持命)の祭祀を天穗日命が司ることが記されております。

二つ目ですが、日本書紀第九段第二の一書では天照大神から天忍穗耳命に宝鏡を授ける時に、天兒屋命・太玉命に共に護るように勅していることは注目すべきと考えております。

『古語拾遺』によると、神宝等を管理してきたのは忌部氏であり、忌部氏が石凝姥神の裔・天目一箇神の裔を率いて造らせたものが、踐祚の日に献る神璽の鏡・劍であると記されております。

神璽之鏡・劍奉上也という神祇令踐祚条にあり、変容はみられるものの、それまで行われていたことが停止し、神宝を管理していた氏族であり形代の作成に関わった氏族に、少しの間も給うことがなくなるのは忌部氏の衰勢と関連すると考えました。

三つ目ですが、レジュメの9頁からにありますように、この幣帛使をめぐる中臣氏・忌部氏の争いは大同元年以前からであります。天平にも同様の結論が出されましたが、その上での大同元年の記事であります。『日本書紀』を根拠に結論を出せば、均しくあてられるべきとなりますが、建前的回答であり、実際は忌部氏の排除に向けての行為が繰り返されていたのではないのでしょうか。